

校則（生徒手帳から抜粋）

令和5年6月10日更新

〈服装並びに頭髪等に関する規定〉

第1条 頭髪は、パーマ・脱色・染色・そり込み等これに類する加工及び整髪料の使用は禁止する。

前髪は目にかからないこと。髪の長さが両肩先を結ぶ線より長い場合はゴムひもでまとめること。

第2条 服装は次の通りとする。

1 冬制服

(1) 上衣・ズボンともに黒色の標準型学生服とし、上衣のボタンは本校規定のものをつける。変形したものは認めない。

(2) セーラー服は本校規定のものとし、変形したものは認めない。

(3) ズボン(スラックス)の上衣に本校規定の白色シャツとカーディガンを着用する。

2 夏制服

(1) 上衣は本校規定の半袖(長袖)白色カッターシャツとし、左胸ポケットより上の位置に指定のマークを入れる。ズボンは冬制服と同じ標準型とする。シャツの裾はズボンの中に入れる。

(2) セーラー服は本校規定のものとし、左胸ポケットより上の位置に指定のマークを入れる。変形したものは認めない。

3 カーディガンは、学校指定のカーディガンとする。夏の制服着用時においても、寒暖の差やエアコン対策として、登下校中・エアコンの効いた教室等において着用を認める。校内で着用するときは名札を付ける。

4 靴下は、黒・紺・白色とし(ワンポイント可)、くるぶしが隠れるものとする。厳寒時には、肌色のストッキングと黒のタイツの使用を認める。(黒のタイツは、80デニール以上のものとし、タイツを着用する場合には、靴下を履く必要はない。)

5 防寒具として、コート、ジャンパー、マフラー・スヌード・ネックウォーマーの使用を認める。原則として、登下校時とし、教室で脱着を行う。

6 学年章・校章・名札

(1) 学年章・校章 冬制服には、右襟に学年章、左襟に校章をつける。

(2) 名札 在校時には、指定の名札を左胸につける。

7 その他

(1) 夏制服にはインナーを着用する。

(2) 体育服を出校中普段着として着用することは認めない。

第3条 通学バッグ等

通学バッグは、学校指定の黒リュック及びサブバッグとする。体育部の大会時等は顧問の指示に従うこと。

第4条 異装許可申請

特別な事情により規定外の服装(靴類を含む)をする場合には異装許可を得ること。

〈自転車使用に関する規定〉

第1条 交通法規に違反した者及び事故を起こした者は直ちに学級担任及び生徒指導課に届けなければならない。

第2条 自転車を利用する際は道路交通法(車道の右側通行、2人乗り、並進、夜間の無灯火運転傘差し運転などの禁止)を遵守すること。信号や一時停止を遵守し、安全確認を行うこと。

第3条 自転車を通学に使用する者は、学校の許可を得なければならない。なお、自転車通学を許可する生徒は、以下の条件を満たしたものに限る。

- (1) 通学に使う予定の自転車が防犯登録を済ませていること。
- (2) 通学に使う予定の自転車が荷物を置くカゴを備えていること。
- (3) 通学に使う予定の自転車にベルとライト、ブレーキを装備していること。
- (4) 雨天時に使用する雨合羽を所有していること。
- (5) 任意の自転車保険に加入していること。
- (6) 自転車用ヘルメットを所有していること。

第4条 通学に使用する自転車は管理上、学校の定めるステッカーを付し、定められた場所で施錠しておかなければならない。

第5条 危険防止のため、校内の自転車の乗車を禁止する。

〈自転車通学に関する注意事項〉

自転車通学を許可されたものは、最近自転車事故の増加が目立ち、被害者としてではなく加害者として大きな責任問題が発生し、多額の賠償責任を問われている現実があることを強く認識し、以下の注意を守ること。(違反があれば、許可を取り消すことがある。)

- ① 自転車は左側通行をし、道路の斜め横断など危険な行為をしない。
- ② 自転車の整備を怠らないこと。また、ステップを付けるなどの改造をしないこと。(学期ごと安全点検を行う。)
- ③ 校内では、自転車を降り、指定された駐輪場所まで、手押しで移動・駐輪し、必ず鍵をかけること。
- ④ 自転車は、所定の駐輪区域に奥からつめて駐輪すること。

〈生徒心得〉

この心得は、本校生徒の生活のあり方を示すものです。皆が成長でき、学校生活を楽しく規律あるものにするために、次のことについてお互いに守り、協力し立派な校風をつくるよう心がけましょう。

1 礼儀

- (1) 校外で先生やお世話になった方に出会ったら、心のこもった挨拶をしよう。校内でも先生や来客には会釈をし、素直な態度で対応しよう。
- (2) 生徒も互いに気持ちのよい挨拶を忘れないようにしよう。
- (3) 他人の迷惑や不快を与えるような言動は絶対にしないようにしよう。
- (4) 話題には注意し、時と場所を考えて行動しよう。
- (5) 教室内を整備し、授業前後の礼をする際は素早く起立し、着席しよう。

2 服装

- (1) 制服は、正しく着用するようにし、清潔端正にしよう。
- (2) 冬期制服着用時には左胸(男子は左襟)に校章、右胸(男子は右襟)に学年章をつけよう。
- (3) コート・マフラーを防寒具として用いてよいが校舎内では脱ごう。
- (4) 頭髪はあくまで生徒らしく清楚にし、学校の規定を守ろう。

3 所持品

- (1) 学校生活に不必要なものや危険物は所持しないようにしよう。
- (2) 所持品には必ず記名をして、紛失または拾得したときはすぐに届け出よう。
- (3) 他人のものを無断で使用したり、いたずらしたりしないようにしよう。
- (4) 貴重品は必ず担任の先生に預けよう。
- (5) 自転車は必ず所定の場所において鍵をかけておこう。

4 学校の環境美化

- (1) 校舎・校具・樹木等を愛護し、もし、破損またはそれを発見したときは、すぐに先生に申し出て始末しよう。
- (2) 公共物は大切に、特に掃除の際は丁寧に取り扱い傷をつけないように心掛け、私物は持ち帰ろう。
- (3) 紙くず・鉛筆の削りくず・消しゴムのくずなどはゴミ箱に捨て、辺りが散らかっていたら進んで片付けよう。

(4) 落書きは絶対にやめよう。また、見つけ次第消そう。

(5) 掃除用具の管理は各学級の責任において行おう。

5 校内生活

(1) なるべく始業10分前迄には登校し、放課後は所定時間までに下校しよう。

(2) 始業のベルとともに静粛にし、勉強の雰囲気乱すような発言は戒めあおう。

(3) 教室移動は迅速に行おう。

(4) 廊下では右側通行を励行し、教室の入り口付近に立ちふさがったり、走ったりしないようにしよう。

(5) 金銭の貸借はお互いにしないようにしよう。

(6) 部室は整頓し私物を置かず、互いに譲り合って使おう。

(7) 自律的な団体生活の技能を習得するために、次の事項を励行しよう。

① 生徒会の活動には特に関心を持ち、学級、生徒会などでは進んで意見を発表する。

② 諸役員・当番などは自分の責任を最大限に果たし、全員がこれによく協力する。

③ 集合時間は厳守する。

④ 大勢集合した際は絶対に私語をしない。

⑤ 登校時と下校時には必ず掲示事項に注意し掲示物は大切に使う。

6 郊外生活

(1) 宗中生としての誇りと品位を保ち、校名を傷つけることのないようにしよう。

(2) 中学生相互に尊重し合える交友関係を築こう。

(3) 交通マナーやバス停や駅、車中の公衆マナーには十分に注意しよう。特に、電車・バス通学生は常に細心の注意をしよう。

(4) 通学の途中、飲食店その他で飲食はしないようにしよう。

(5) 夜間外出や外泊は必ず保護者の許可を受け、無断で友人の家に泊まることのないようにしよう。

(6) 規則正しく生活し、余暇の有効活用に努めよう。

(7) 家庭ではなるべく家事の手伝いなどをして、よい習慣を身につけよう。

7 提出物および諸届

(1) 一切の提出物は期日を厳守しよう。

(2) 欠席・遅刻・早退はできるだけ早く学級担任に届け出よう。

(3) 校内外でのあらゆる集会または金品の徴収は必ず係の先生を通じ、校長先生に届け出て許可を得よう。

(4) 掲示をしたり、各種の印刷物を作成したりするときは、係の先生に許可を受けよう。

8 厳禁事項

中学生としての本分をわきまえ、人権を尊重した行動をとろう。

特に、いじめやSNS等への誹謗・中傷は絶対にやめよう。